

東京都児童福祉審議会 第3回本委員会 議事録

1 日時

平成16年5月6日(木) 10:00～11:42

2 場所

都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

3 会議次第

1 議事

- (1) 各部会の開催状況について
- (2) 最終報告書(案)について

4 出席委員

網野武博委員長、浅川澄一委員、磯谷文明委員、大川奈央子委員、窪田由美委員、近藤恵子委員、鶴岡健一委員、中山弘子委員、馬場弘融委員、藤井一委員、松原康雄委員、山田昌弘委員、米山明委員、永瀬伸子臨時委員

5 配付資料

- 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料3 東京都児童福祉審議会専門部会の開催状況
- 資料4 東京都児童福祉審議会里親認定部会・子ども権利擁護部会の開催状況
- 資料5 最終報告書(案)「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」

6 議事録(全文)

開会

○松岡子ども家庭部計画課長 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより東京都児童福祉審議会第3回本委員会を始めさせていただきます。

まず、委員の方のご出席についてご報告をさせていただきます。本審議会の委員数は、今期、委員18名と臨時委員2名の合計20名でございます。本日、所用のためご欠席とご連絡をいただいている委員は、大日向委員、高橋委員、高原委員、柏女委員、松谷委員、玉木委員の6名でございます。ご出席とご返事をいただいている委員は14名でございますので、定足数に達することをご報告させていただきます。少々遅れていらっしゃる委員の方も

おられますけれども、その他の委員の方々は揃いでございますので、始めさせていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

資料1は東京都児童福祉審議会委員名簿、資料2は東京都児童福祉審議会行政側名簿、資料3は東京都児童福祉審議会専門部会等の開催状況、資料4は東京都児童福祉審議会里親認定部会・子ども権利擁護部会の開催状況、資料5は「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」についての最終のまとめとなる意見具申案。

それでは、網野委員長に進行をお願いいたします。

○網野委員長 おはようございます。ゴールデンウィークも明けまして、気持ちもまたリフレッシュしてという今日かと思えます。

それでは、ただいまから今期第3回目となりますが、児童福祉審議会本委員会を開催いたします。平成14年5月、この本審議会が発足しまして約2年間、委員の皆様には、専門部会、里親認定部会、子ども権利擁護部会、それぞれの部会におきまして大変熱心に審議を行っていただきました。

まず事務局から、昨年8月の本委員会以降の、各部会の開催状況について説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、恐れ入りますが、座ったままで説明させていただきます。

まず資料3を御覧ください。専門部会等の関係の開催状況でございます。昨年10月に第8回専門部会を開きまして、11月に第9回、それから1月19日以降は、企画起草委員会に切りかえまして4回開催いたしました。そして、4月13日に第10回専門部会、4月20日にメンバーを委員全員に拡大しての第11回専門部会を開催いたしまして、本日御提案の、「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」についての最終の意見具申案をまとめております。

次に資料4を御覧ください。資料4は、里親認定部会と子ども権利擁護部会の、昨年8月以降の開催状況でございます。

まず里親認定部会のほうでございますけれども、4回開催をしております。本日午後、もう1回開きますので、都合5回開催ということになります。審議結果は御覧のとおりでございますけれども、今期の里親認定部会の特色といたしまして、専門養育家庭制度、親族里親制度が発足したことに伴いまして、それらについての認定がスタートしております。

次に子ども権利擁護部会のほうですけれども、昨年8月以降、7回開催いたしました。結果は御覧のとおりでございますけれども、施設入所等の措置等が必要な場合に、保護者等の同意が得られない場合についての諮問等を行っております。

簡単ではございますけれども、以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。これまでの経過のことにつきまして、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」、これが今期のテーマでありましたが、最終のまとめについてただいまから審議を行いたいと思います。

まず、最終のまとめの案、資料5にございますが、これについて、これまで専門部会で検討を進めてきました内容の報告を、事務局からお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、資料5につきまして、本日は時間も限られておりますので、それぞれの項目の概略を簡単に説明させていただきます。

タイトルは「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」ということでございます。

1枚めくっていただきまして、目次でございますけれども、目次に沿って全体の構成を説明させていただきます。

まず第1の「最終のまとめにあたって」でございますけれども、今年の8月に出了した「中間のまとめ」の内容についての確認、「中間のまとめ」提出後の状況の変化、今回、最終のまとめを出すにあたっての基本的な問題認識を記述しております。

次に第2の「新しい保育施策の方向」では、保育サービスがすべての子育て家庭において何らかの形で必要なことを述べるとともに、保育所に求められる新たな役割、特に認可保育所に期待される役割について記述をしております。

第3の「都が実施すべきこと」では、保育サービス改革のために、「保育に欠ける」要件の見直しをはじめとする国に対して提案要求すべきこと、認証保育所の推進、保育サービスの質の向上や量の拡大、補助制度の改革などについて記述をしております。

第4の「総合的な子育て支援策の充実」では、子育て支援にあたっては、保育サービスばかりでなく、労働環境の整備や幅広い子育て家庭への支援などが必要であり、社会全体で子育て支援に取り組むべきことを記述しております。

では本文に入らせていただきます。

第1ページでございますけれども、「第1 最終のまとめにあたって」の、「1 『中間のまとめ』の概要」では、「中間のまとめ」の内容について改めて確認をしております。「中間のまとめ」では、家庭や地域の養育力が弱まる中、社会全体で子育てをバックアップするとともに、延長保育などの都市型保育ニーズへの対応が必要であるにもかかわらず、現在の保育制度がこうしたニーズの変化にマッチできないことを指摘しました。その上で、既存の保育システムを見直し、新たなシステムを構築する必要があると提言し、その具体策として、多様な事業者の参入による供給拡大や、直接契約制度の導入による利用者の選択の幅の拡大などを挙げております。

「2 『中間のまとめ』以降の保育をめぐる状況」では、「中間のまとめ」を出した後の、保育に関する様々な動きについて概括をしております。

「(1) 次世代育成支援対策推進法制定及び児童福祉法一部改正への対応」では、平成15年7月の次世代育成支援対策推進法成立による、自治体、事業主等への次世代育成支援の行動計画策定の義務づけ、児童福祉法改正による、区市町村における子育て支援事業実施の法定化と、待機児童が多い自治体への保育計画策定の義務づけについて記述をしております。

2ページに入りまして、「(2) 国における公立保育所負担金の一般財源化」のところでは、公立保育所の運営費負担金が、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革の趣旨を踏まえ、平成16年度から一般財源化されたことを記述しております。

「(3) 区市町村で進む公設民営化」では、公立保育所の運営委託にかかわる主体制限の撤廃や、公の施設の管理に関する指定管理者制度の創設などを背景に、保育所の公設民営化の動きが都内でも加速していることを記述しております。

「(4) 都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築」では、社会福祉法人が設置・運営する認可保育所に対する東京都からの民間社会福祉施設サービス推進費補助について、これまで施設の定員規模、職員の平均経験年数等から一律に算定される仕組みだったものを、16年度より、都として望ましいサービス水準を確保するとともに、サービス向上に向けた施設の努力が真に報われる仕組みへと再構築したことを記述しております。

3ページに入ります。「(5) 国における幼保一体総合施設の検討」のところでは、国において、現在の保育所・幼稚園制度とは別の新たな制度として、就学前の教育・保育を一体としてとらえた総合施設の設置が検討されていることについて記述をしております。

次に、「3 最終のまとめにおける問題意識」では、最終のまとめにあたっての問題意識を確認しています。現在の東京の子育て状況について、例えば保護者が共働きの家庭においては、多様な勤務時間の人が増え、保育サービスを必要とする時間帯は様々であることや、在宅で子育て中の家庭でも、家族の事情や、働くための準備などの理由から保育サービスを必要としているということなどの状況を取り上げ、必要とする時期や形態は様々であるとしても、すべての子育て家庭が、何らかの保育サービスを必要としているということを挙げております。

しかし、制度の上でも、また人々の意識の上でも、「保育所サービス＝認可保育所」という考え方が根強く残っており、公費投入、公的関与の面で認可保育所と他の保育サービスとの間には大きな差があるのが現状であります。こうした現状に対して、すべての子育て中の家庭に何らかの保育サービスが必要という考え方に立って、時代の変化にふさわしい新たな保育制度のあり方を都が率先して提案していくべきであり、都として取るべき方策を提言すると記述をしております。

次に5ページに入ります。「第2 新しい保育施策の方向」の「1 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充」のところでは、長時間勤務や不規則勤務などの人は、認可保育所を利用できない場合が多く、高い保育料を負担して二重保育をしたり、ベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない人もいるということ。さらに、在宅で子どもを

育てている人でも、仕事を探すために子どもを預けたいなどの様々なニーズがあるが、なかなか認可保育所を利用できないことを取り上げ、そうした人々も、認可保育所の利用や一時保育等の在宅サービスの充実など、保育サービスを利用できるようにすることが求められている。

こうした状況を踏まえて、これからの保育サービスを考える際に大切なのは、子どもの豊かな育ちを保障するという視点と、多様化するニーズを今ある制度に当てはめるのではなく、ニーズの変化に応じて柔軟に制度を見直すという利用者本位の視点であり、保育サービスは、子どもの最善の利益のために、すべての子育て中の家庭が必要とするときにいつでも利用でき、家庭で適切な養育を受けられない子どもを守ることが求められていると記述をしております。

次の「2 保育所に求められる新しい役割」のところでは、保育所に求められる、専門性を生かした役割について記述をしております、「1 地域支援」のところでは、保育所は、そこに入所している子どもばかりではなく、地域に広く設置されているというメリットを生かし、家庭と地域の養育力を高めるための支援を行う拠点として、地域支援の機能を強化することが必要としております。

そして、在宅で育てられている子どもの健全な発達への寄与や、親に子育ての生きた知恵を伝えるなど、地域の親子を支えていくことが求められ、さらに、地域のNPOや子育て支援グループ等との協働を進め、親と保育者、地域の人がともに子どもを育て合う、地域のつながりを再生する拠点となるべきと記述をしております。

7ページの「(2) 幼稚園との連携」のところでございますが、小学校入学後の児童が学校生活になじめず、授業中に立ち歩いたりする、いわゆる「小一プロブレム」などの問題に対応するためには、就学前からの対応が必要であり、家庭教育の充実とともに、幼稚園と保育所が連携して幼児教育を充実させていくべきこと、すべての就学前児童を視野に入れて、両者の連携を一層推進すべきことについて記述をしております。

次に8ページの「3 認可保育所への期待」のところですが、これからの認可保育所に期待される役割について記述をしております。保育サービスの担い手として認可保育所の存在は大きく、サービス面での充実を図り、これまでの実績、専門性を生かし、認証保育所や認可外保育施設では対応しがたいサービスを提供するなどの特色を持つべきとしており、具体的には、延長保育や産休明け保育、夜間保育、休日保育、病後児時保育への積極的な取り組み、障害児や、現在増加している養育困難や虐待等の問題を抱える家庭の子どもなどの福祉的ニーズへの積極的な取り組みを挙げております。

また、地域における多様な民間団体等の子育て支援の取り組みと連携して、在宅で子育てをしている家庭を支援していくことも、認可保育所が担うべき重要な役割であると記述をしております。

次に9ページに入ります。「第3 都が実施すべきこと」の「1 国に求める認可保育所改革」ですが、「(1)『保育に欠ける』要件の見直し」のところでは、児童福祉法上の「保

育に欠ける」要件の見直しを国に求めるべきことを記述しております。内容としては、現行の法制下では、児童福祉法の「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ認可保育所に入所させることができない。具体的には、「昼間勤務を常態とする」などの児童福祉法施行令に列挙されている基準を基に、各区市町村が入所申込者の「保育に欠ける」度合いを判断して子どもの入所を決定するシステムになっておりますが、このシステムでは、入所決定の判断が画一的になされがちであり、長時間勤務や不規則勤務、夜間勤務などの人は利用することが難しいということ、在宅で子育て中の家庭の、保育を必要とする様々なニーズにこたえられないことなどを指摘しております。

一方、区市町村が入所を決定する仕組みは、特段の努力をしなくても入所児童が確保されるということから、認可保育所における利用者本位のサービス向上や経営改善の意欲を十分に育てることができなかつたという面もあるということを指摘しております。

その上で、すべての子育て家庭が、保育サービスとその他の子育て支援サービスを適切に組み合わせながら支援を受けられるよう、児童福祉法における「保育に欠ける」要件を見直し、サービス対象を広げていくことが必要であり、「保育に欠ける」要件の見直しを国に提案要求していくべきということ、都としても、国の見直しを待つだけでなく、引き続き認証保育所の拡充を進めるべきことを記述しております。

次に10ページの「(2) 直接契約制度の導入」のところですが、これも、「保育に欠ける」要件の見直しの具体化としての直接契約制度の導入について記述をしております。

直接契約制度の導入に当たって最初に求めるべきことは、既に直接契約制度を取り入れている認証保育所の仕組みを国に認知させるということでもありますけれども、認可保育所においても、区市町村が「保育に欠ける」度合いを判断して入所を決定する仕組みを見直し、直接契約制度を導入することが必要としております。

ただし、実施に当たっては、入所基準の公開など、公平・公正な入所が確保されるための仕組みづくりなどを行政が責任を持って進めるべきということ、また、福祉的保育ニーズに対しては、これまでどおり区市町村の関与のもとに優先入所をさせていくべきことを記述しております。

次に11ページの「(3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和」のところですが、保育サービスの向上と保育の総量を増やすためには、認可保育所へ多様な運営主体が参入しやすい仕組みづくりが必要であり、事業者間の対等な競争条件を整えるための補助制度や税制面の見直し、施設改修費への補助や、運営費の用途制限の緩和について記述をしております。

次の「2 認証保育所の推進」のところですが、認証保育所は、保育の質をさらに高めていく取組とともに、発足以来果たしてきた保育所改革の先導役としての役割は今後ますます重要になるとした上で、認証保育所を、大都市における新たな保育所制度として、国の認知を求めていくべきとしております。

12ページに入りますが、国に認知を求める具体的な戦略といたしまして、認証保育所を

大都市の認可保育所の一類型として位置づけるということや、区市町村における子育て支援事業の一つとして位置づけるということ、国で検討中の就学前児童の総合施設の一類型として位置づけることなどが考えられる。また、都と同様に深刻な待機児童問題を抱えている自治体や、独自の保育施策に取り組んでいる自治体と連携して、地域の実情を踏まえた自治体独自の施策の認知を求めていく取組も重要と記述をしております。

次に「3 保育所におけるサービスの質の向上」については、保育サービスの質の向上に関しまして、ベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない人が増えているという中では、行政による指導・監督をさらに徹底させるということ、15年1月に作成した事業者向けガイドラインに述べられている、福祉サービス第三者評価システムの活用や運営委員会の活用、相談・苦情への適切な対応、利用者への情報提供と開示などについての取組を、認可・認証を問わず徹底していくということ、特に福祉サービス第三者評価システムについては、事業者が自らのサービスの質や事業運営上の課題を客観的に把握し、事業の改善やサービスの質の向上について取り組むことができるよう、評価手法や項目を見直しながら普及・定着を図っていくことなどを記述しております。

また、保育者の専門性を高めるための認可・認証の別を問わない保育者への研修の充実や、保育者同士が連携して互いに学び合うことが重要と記述をしております。

「4 保育サービスの量の拡大」のところでは、保育の総量を増やすために、多様な運営主体の参入を促すとともに、既存の認可保育所でのサービス内容の拡充、需要と供給のミスマッチの改善、受け入れ枠の拡大や施設の増設を行うことが重要としております。

14ページに入りますが、また、公設民営化によって保育所整備を進めることも、量の拡大のための重要な選択肢の1つであるとし、ただし、その実施にあたっては、保護者へ十分に説明し、理解と協力を得られるよう努力することが必要としております。

さらに、学校の余裕教室などの既存の公有施設の活用、公立幼稚園施設の有効活用のほか、都自身を含む官公庁や企業においても、職場内保育施設の設置促進を検討し、適切な対応を図っていくべきと記述をしております。

「5 区市町村に対する補助制度の改革」のところですが、ここでは区市町村に対する補助制度の改革について記述をしております。

「中間のまとめ」では、公立・社会福祉法人立の保育所には、国基準の運営費に加えて、都や区市町村からの加算補助が行われているにもかかわらず、延長保育、零歳児保育等のサービスの実施率が低いことなどを指摘しましたが、加算補助が必ずしもサービスの向上を促すものになっていないということ、補助の恩恵を受けるのが、認可保育所を利用する家庭に偏っていることなどから、いわゆる都加算補助については、サービスの向上を促すとともに、子育て支援全体を拡充する方向で見直しを行うことが必要としております。

特に最近の状況として、区市町村は、保育の実施主体として保育サービスの充実を図っていく責任に加え、15ページに入りますが、15年7月の児童福祉法の改正により、子育て相談など地域における子育て支援事業を実施すべきということ、次世代育成支援対策推進

法による地域行動計画を策定し、その計画に基づき子育て支援など幅広い次世代育成支援対策を展開すべきことなど、保育サービスのみならず、子育て支援全般にわたる施策の実施が区市町村の役割であることが一層明確になっております。もちろん、都としても、区市町村が地域の実情に応じて子育て支援策を幅広く実施できるよう、区市町村を支援する必要があります。こうした状況から、都加算補助について見直しを進め、その他の子育て支援に関するさまざまな補助とともに、保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実に活用できる包括的なものとするなど、地域の特性に応じた区市町村の裁量を拡大する方向で検討することが望ましいとしております。

具体的には、待機児童の解消や、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設のレベルアップ、子育てに問題を抱える家庭への支援や相談事業、一時保育等の在宅サービスの充実、子育てサークルやボランティアの育成など、幅広く子育て支援施策全般の拡充のために、区市町村が努力することを強く望むと記述をしております。

また、保育料については区市町村が決めるものではあります。が、応益負担という考え方のもとに、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮した利用者負担のあり方を検討されることを期待すると記述をしております。

次に16ページ、「第4 総合的な子育て支援策の充実」のところですけれども、ここでは、まとめとして、保育を含めた総合的な子育て支援策の充実について述べております。

まず「1 労働環境の整備」では、東京では多様な勤務形態や不規則な労働時間の親が増えており、制度として育児休業制度があっても実際には利用しにくいという状況、あるいは在宅で子どもを育てている家庭においても、母親が子育てを1人で負わされている状況などを踏まえ、子育て世代の働く人の負担を減らし、家庭での子育てを支援するために労働環境を整備することが重要であり、男女ともに育児休業制度を利用しやすい条件づくりや、労働時間の短縮等に取り組むべきとしております。

次世代育成支援対策推進法の中では、一般事業主も行動計画の策定義務があるわけですが、実効性のある計画とするために、雇用する側も意識改革を進め、企業と行政、地域社会が連携し、社会全体で協力して取り組むという視点が欠かせないと記述をしております。

次に「2 子育て家庭への幅広い支援」のところでは、次世代育成支援対策推進法や改正児童福祉法を受け、保育所だけではなく、子育て支援全体を計画的にレベルアップしていくことが重要であるとし、17ページに入りますが、在宅で子育てをしている家庭への支援の充実や生活環境の整備、子ども等の安全の確保など、幅広く子育てを支援していくことが、次世代育成の観点からも求められると記述をしております。

次に「3 社会全体で子育て支援を」のところですけれども、子育てを社会全体で支えていくための財源の確保が重要であり、子どもへの支出が次世代への投資という側面を持つことを考え、社会保障財源を高齢者の分野から子ども・家庭への分野へシフトするということが、自治体においても、施策の拡充と、今ある財源の効果的な配分が求められるとしており

ます。

最後に、子どもを生き育てやすい社会の実現をするためには、次代を担う子どもたちを社会全体で育てるといふ人々の意識改革、行動計画が欠かせず、社会全体で総合的に子育て家庭への支援に取り組むことが必要であると記述をしております。

以下、キーワード解説と参考資料を掲載しております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

簡単に、相当な内容のものをまとめて報告していただきました。先ほどの審議の経過についての報告もありましたが、かなりの時間と労力をかけまして、本日、この内容を案として示したものであります。今日の状況をとらえながら、都市型保育サービスをどう進めるかということで、非常に重要な論点がたくさんありましたが、審議会としては、ほぼ一致した共通の意見をということを重視しまして、今報告されたような内容になっております。

本日は、このテーマに関しての最後の委員会でございますので、ぜひ委員の皆様方から御発言をいただきたいと思っております。できるだけ多くの委員の方の御意見などをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。特に、まず私からという方がございませんでしたら、全員の方から御意見を伺いたいと思っておりますので、ではあいうえお順で、浅川委員からお願いいたします。

○浅川委員 申し上げたいことは三つあります。

まず一つは、前回の専門部会で議論された内容がどうして反映されていないのかというのが疑問です。前回の専門部会では、その前の企画起草委員会とは別に新たにご出席いただいた方から御意見をいただきました。

例えば障害児についての文言をここに入れてほしいという指摘があったり、公立保育所についての問題点があるんじゃないかという指摘もありました。

それから、私が再三指摘している都加算の縮小・撤廃についての議論についても、前回出された案と、今回出された案というのが、文言の一部を入れ替えただけで、前回の専門部会の議論が反映されていないというのは、議事進行上非常に不満です。これがまず1点。

次に、全体のトーンとしては、必ずしも全員が一致してこれを出しているわけではないと。私が申し上げているのは、まずこの都市型というタイトルにあるように、東京都に固有の、あるいは大阪や福岡や、都市型の保育に共通する待機児の解消問題、つまり働きたくても子どもを保育所に預けられないで働くことができない、あるいは出産・育児のために職場から離れざるを得ないという、待機児の問題を解消するのが都市型保育の提案につながるであろうというところから見ると、この最終答申は甚だつたないものになっていると思わざるを得ないです。

どうしてかといいますと、コストの問題が一番大きいわけですね。16ページの最後のと

ころに書かれてあるような、今ある財源を効果的に配分していくということが、この提案の中には行われていない。何を申し上げたいかという、「中間のまとめ」の中で、公立保育所と認証保育所の、保育士の1人当たりの年間の人件費が出ています。どういうわけか今回の最終報告にはその資料が載っていない。これも甚だ不満です。それによると、公立保育所の保育士の人件費は年間約800万円です。これに対して、認証保育所の保育士の人件費は約360万円です。サービスはどちらがいいか。これはこの中で再三指摘しているように、零歳児保育あるいは延長保育を実施していない公立保育所というのはたくさんあるわけです。つまり2.5倍のコストをかけながら、サービスが認証保育所にはるかに劣る公立保育所をそのまま見過ごすという形でこの報告案ができていることが、私は不満です。

再三申し上げているように、この原因は何か。これは、区市町村が保育所を運営するわけですから、東京都が提言できることには限界がある。区市町村が独自に加算をして人件費を積み上げているのは、それは東京都としては文句は言えない。しかし、東京都もこの人件費の加算に手を貸している。それが都加算と言われるものです。

今回の資料の30ページを御覧いただければわかると思います。認証保育所モデルというのが下にあります。その上に認可保育所モデルというのがあります。認可保育所モデルが認証保育所モデルを上回っているのが、右側に出ている都補助分と区市町村補助分です。これだけの都補助分が出ています。都補助分は一体幾ら出ているかという、31ページの上から2つ目の、保育対策のための予算の3つ目にあります都加算補助245億円です。

これだけの余計な出費をしながらなおかつ、一時保育や延長保育、零歳児保育等々の利用者が、つまり都会型の極めて不規則なパートタイマーや、あるいは派遣で働く母親たちにとっては欠かせないそういう保育サービスが、公立保育所では圧倒的に行われていない。その点認証保育所は、零歳児保育や13時間保育は義務づけですから、きちんと行われている。どうして245億円もお金を出していながらそんなサービスが行われていないのをこのまま無視して、このまま見過ごして、この報告案が出てきているのか。非常におかしい。

私としては、都加算の撤廃・縮小をぜひ文言に入れてほしいという話は再三この委員会で申してきたおりましたが、残念ながらそれは反映されていません。唯一、都加算の見直しという言葉に置きかわっている。すりかわっている。見直した後の予算をどういうふうにするかということも、羅列されているだけで、具体的に、集中的に、今一番困っているのはだれか。待機児童も困っています。しかし、その待機児童が実際に預けられているのは、認可外保育施設、つまりベビーホテルですね。ここで、どれだけ劣悪な環境のもとに子どもたちが置かれているかというのは、東京都もつい2、3カ月前に、ベビーホテルにおける環境がいかに劣悪であるかという指摘をしていたところです。

そういうところを認証保育所に向上させる。つまり、環境をより高めることによって全体の保育レベルを上げていく。それには、財源は限られているわけですから、この公立の認可保育所の都加算をそちらに回すのが最善であるというふうに思われるわけです。しかし、その指摘もされていない。

つまり、そういうベビーホテルや、あるいは待機児童の状況に置かれている母親たちに対して、この提案はこたえていないわけですね。言ってみれば、働く女性に対して支援をしていない。男女共同参画とか男女平等とかと言われている中で、この最終報告はそれにこたえていない。むしろ今の公立保育所の、年収800万円を取っている保育士、その人たちの平均年齢は42、3歳と言われてはいますけれども、その人たちをそのまま継続させて、認証保育所の年収360万円の人たち、あるいは、ベビーホテルはさらにそれ以下です。東京都の最低賃金が708円ですけれども、そのぎりぎり750円ぐらいの最低賃金で働いている方がたくさんいらっしゃる。そういうベビーホテルの劣悪な環境を全くこの中では指摘せずにそのまま見過ごしている。指摘ができなければ、それを改善していくような手だてをこの中で提案すべきである。

それには、限られた財源であるからには、当然のことながら、認可保育所の……、公立保育所ですね。私は、認可保育所というのを、社会福祉法人立の保育所と、自治体立の保育所と、峻別して書かれるべきであろうということを感じております。今回の報告の中にはそういう峻別があまりなされていないことも残念ですけれども、社会福祉法人立については今、サービス推進費を、東京都は見直しあるいは削減・撤廃の方向で動いている。これは極めていい判断だろうと思います。

その部分についてはこの第1章に書かれていますけれども、残念ながら都加算の縮小・撤廃については触れていない。それをぜひとも、ベビーホテル等の極めて環境の悪い、人件費が非常に低い、劣悪な環境に置かれている保育の現場に投入すべきである。それが都市型保育の、東京都に課せられた最も緊急な課題の解決策であろうと私は思います。ですから、この報告案については、その点で異論がございます。

以上です。後にまだ話をしたいことがありますけれども、ほかの方に譲りたいと思います。どうも失礼しました。

○網野委員長 いろいろ議論した経過、今の浅川委員の御発言にもあったかと思えます。私も委員、特に企画起草委員会では、十分このあたりの議論の経過があったということは、一言申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 いろいろと御議論がある中で、これだけのものをまとめられた専門委員の方々、そして委員長の網野先生に、敬意を表したいと思えます。

この保育所というものは、非常に重要な役割を持っておりまして、特に私がずっとかかわっております児童虐待という面から見ましても、例えば児童虐待を発見するという意味で非常に重要な役割を果たしている。それから、児童虐待とまでは言わなくても、子育てに問題を抱えている家庭に、例えば相談に応じたり、というような形で支援をしている。これもまた保育所の重要な役割だろうと思っております。

例えば、子育てに困った、あるいは悩んでいるお母さんが、保育所の保育士さんから声をかけてもらった。そして話を聞いてもらったというふうなことで、とても気持ちが落ちついたという話も聞きます。保育所というのは、こういう非常に重要な役割を持っていると思うわけですが、これまでの制度では、「保育に欠ける」要件の問題、それから、絶対的な量が少ないというような問題から限界があった。

今回のこの意見具申の内容を見ますと、まず、すべての子育て家庭が何らかの保育サービスが必要であるという視点、それから、それに応じて様々なニーズがあって、それにこたえていかなければいけないのだという視点。こういった視点から、「保育に欠ける」要件を見直し、それから量の拡大というようなことを打ち出している。さらには労働環境の整備という形で、広い問題意識を持って記載されているということがありますので、評価をしたいと思っております。

この保育所の重要性についてお話をしましたけれども、今後の課題としては、保育所の質をきちんと確保していくということになろうかと思えます。特に保育所における人権侵害といったものは、厳しく防止をしていく必要があるだろう。例えば、目に見えやすい暴行であるとか、そういったものは取り締まりというものも比較的容易かもしれませんが、目に見えにくい人権侵害、例えば子どもに対して冷たい態度をとるとか、あるいは放置をするとか、そういった問題については、取り締まりだけではやはり限界があるだろうと。そういう意味でも、この質の向上というものが非常に重要になってくるかと考えております。

先ほど浅川委員からもご指摘がありました、予算を適正に配分して、しかるべきところに使っていくという考え方は、非常に当然の話だと思っております、今回のこの意見具申の中でも、都加算補助について見直しを進めるということが述べられております。おそらく、認可保育所にさらに都加算をとということにはならないのでしょうから、これは要するに認可保育所に対する都加算を縮小して、しかるべきところに回すのだという趣旨なんだろうと私は理解をしております。

それも含めて、適切な予算配分をして、最低レベルをきちんと上げて、どんな子どももきちんと人権を守られて、温かい保育を受けられるという環境を整えていただきたいと考えております。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、大川委員、お願いします。

○大川委員 大川です。私は、アメリカで1年数カ月子育てを経験しまして、日本に比べてですけども、子育てがアメリカでは実に楽で、そしてとても楽しいという経験をしました。子どもに対する愛情は変わらなくても、アメリカの社会のいろいろな資本が子育てを支えているという実感をして、こんなに子育てって楽しかったのかと、東京からアメリカに一時引っ越したときに思いました。また帰ってきました、今回日米の子育て環境のあまりの格差に非常に愕然としている思いです。

ですから、今回このような改革案をまとめていただきましたが、今回だけの改革にとどまらずに、今後もさらに改革を進めてもらいたい。子育てについては、保育事情だけではなく、もっといろいろな社会全体の改革が必要だと思うんですが、これをその一歩として、ぜひもっと進めていただきたいと思います。

一つ、直接契約制度の導入というのが最初のほうにあったんですが、これは、私はとてもいいなと思いました。これによって保育所のサービスの問題、利用者にとっての問題、いろいろな問題がかなり解決されて向上されるのではないかと期待しています。

それから、浅川委員がおっしゃっていた都加算補助の見直しについてなんです、私は削減するのは大変いいのではないかと、浅川委員のご意見を聞いて思いました。

一つ心配なのは、都加算補助をもし見直し、あるいは削減した場合に、それが人件費の削減という形に必ずあらわれれば、それはいいと思うんですけども、私も不勉強なのでよくわかりませんが、もしも私が運営者の立場で、子どものことよりも運営のしやすさを考えた場合に、人件費というのはなかなか削りにくいものなので、結果的に削りやすいものという、例えば冷暖房費ですとか、子どもの遊具の購入ですとか、ほんとうに子どもにとって必要な部分が実は一番削りやすいので、そちらのほうにいつてしまうのではないかとという心配がちょっとありますので、そこをぜひそのようにならないように、もし見直しあるいは縮小した場合は、そういう点をぜひ注意して、これは運営の側の方に注意していただくように、何か喚起していただければと思います。

最後に、40代の保育士さんの話が何回か部会の中で出てきましたが、私は母親の立場から言いますと、0歳、1歳、2歳児の低年齢児の子どもがいる保育所では、40代の保育士さんがいるのはとても心強いです。母親の立場から言いますと、例えばトイレトレーニングですとか、睡眠とか、様々な戸惑いや不安が出てくるので、そういった相談をよく保育士さんにしていたんですが、もし保育士さんが20代……、20代でも30代でもいいんですけども、子育ての経験のない保育士さんだったら、最初から相談しなかったと思います。私はよく、40代の保育士さんにいろいろ、アメリカでもそうだったんですけども、日本でもベテランママさんの保育士さんに、いろいろなことを相談して、助けられた経験があります。

それから子どものほうも、3歳、4歳、5歳と大きくなるにつれて、若くて元気きれいな保育士さんあるいは好むのかもしれませんが、少なくともお友達との関係がまだでき上がらない1歳、2歳児までは、やはり保育士さんに非常に頼りますので、ベテランママさんの保育士さんというのは、非常に人気がありました。アメリカでも、東京でも、そういう経験をし、実際に見てきました。ですから、低年齢児の子どもがいる保育所では、40代の保育士さんというのは結構活躍していますので、必ずしも高年齢が悪いという議論に、都加算補助の見直しは大変いいと思うんですけども、それをぜひ、年齢にイコールでつなげないでいただきたいと思います。

○網野委員長 ありがとうございます。窪田委員、お願いします。

○窪田委員 窪田です。この2年間、こんな大事な審議会に参加させていただきまして、心からうれしく思います。

この報告書なんですけれども、全体的に見てまず、すべての子育ての家庭が何らかの保育サービスを必要としているということを明記しているということが画期的じゃないかなと思います。

特に、「保育に欠ける」観点からだけではなくて、地域支援の強化も含めて、在宅で育児をしている、今までの「保育に欠ける」という要件から漏れているような家庭もすくい上げるような支援策になっているということは、とてもよいことだと思います。特に子育て家庭間の受益と負担の公平性について述べているということについても、とても評価できる内容ではないかと思います。

また、今まではそれぞれに区切られて論議されてきた分野だと思うんですけれども、ある程度一本化した視点に立ってまとめられている。特に、労働環境の整備まで一步踏み込んでいるということは、全体的に見て。子育て支援をより充実して考えられるような内容になっているんじゃないかなと思います。

これらの報告書を実践するんだとしたら、財源が絶対に必要だと思いますけれども、この報告書の中にもありますように、社会保障給付費が、高齢者7割に対し、子ども関係費が5%未満というのは、正直言ってびっくりです。ぜひ、このような大きな給付費の開きを、子どものほうにシフトしていただけるようお願いしたいと特に思います。

この報告書の中では、「小一プロブレム」についても触れているんですけれども、幼保ともに幼児教育を充実させてとありますが、特に養育能力が低下している東京の子育て家庭においては、この間の拡大専門部会でも申し上げましたとおり、保育所における専門性というのが、どこまで専門的であるかという分野にもかかわってくると思います。その保育の質というものが、子どもだけではなく、子どもと親と両方、保護者もまとめて受けとめていただけるような、そういう質であってほしいと切に願います。

最後に、先ほど大川委員からもありましたけれども、都加算補助とはまた別に、40代以降の保育士さんについてなんですけれども、私の友人の中でも、子育てを一段落して、また、パートとして保育士さんに復帰なさっている方が何人かおられます。そういった方は、ある程度子育てを経験して、3人ぐらいの子育てをして、さらに自信を持って保育士さんとして復帰しております。そういう方が小さい子を追いかけられないかという、そういうことはなくて、やはり子どもたちにとっても、子育てを経験しているということで安心できるし、親御さんも安心して見ていられるという、そういう状況を実際に目の当たりにしていますので、必ずしも40代以降は保育士さんには向いていないとか、そういうことはないんじゃないかと。精神的な安定を考えると、そういう方がいらっしゃってもいいのではないかと、そのように思います。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、近藤委員、お願いします

○近藤委員 近藤でございます。私は、民生児童委員という立場から、また、地域をそういうふうにして支援する、支援者としての立場から申し上げたいと思います。

この報告書もよくできておりますけれども、そういう中で私、一言どうしても申し上げたいのは、今、窪田さんもおっしゃられたように、保育士さんの問題なんですけれども、50代の保育士さんがいらっしやると。これは、経験と学識を兼ね備えた人から知恵を学ぶということで、大変大切なことだと思うんですね。

今、核家族で、おじいちゃま、おばあちゃまがいらっしやらない方がいっぱいいらっしやるわけですから、そういう中で子育てをぶつ切りにしないでほしいなと思います。できるだけ都市型として、殊にこれは申し上げたいと思うんですが、虐待などというのは、密室、個室で行われることで、皆さんのいる前でやるわけではございませんので、引きこもりがちの方、また、その掘り起こしを今、主任児童委員、それから児童委員の方々が、皆さん一生懸命いろいろなところに出まして、学校関係、保育所等々でお話し合いをしながら、ちょっとおかしいと言われるとそこへ向いて、そういうところを常日ごろから見て、一生懸命発掘しているわけでございます。私がかねてより、それが、生活福祉と児童福祉が連携した部分かなと思っております。

そんなことで、私ども、これから地域の中で、大人と触れ合う機会が少ないお子様に対して、殊にそういうようなことをこれからもやってまいりたいと思いますし、お子様が抱える不安や悩みを聞いてさしあげられる立場でありたいと思うわけでございます。

そして今、盛んに地域で行っております、ファミリーサポートセンターとか子育て家庭支援センター、こういうものの充実を図っていきたいと国はよく申し上げているわけでございますけれども、そんなことが都市型の保育かなと思っております。以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、鶴岡委員、お願いいたします。

○鶴岡委員 鶴岡でございます。先ほどからお伺いしておりましたところ、いろいろな議論が積み重ねられたということでございますけれども、これだけの内容のものを、基本的なビジョンとして取りまとめられた専門部会の皆さんに敬意を表したいと思います。

子育て支援のニーズの多様化に対応していくということと、予算的措置の見直しを含む規制緩和による競い合いという基本的なビジョンを示されたということ、私は大変歓迎したいと思います。具体的な施策と、どういうふうに予算的な措置をとっていくかということとは、これから行政が考えることになろうと思いますけれども、ぜひ具体的な計画の実施にこれを生かしていただきたいと思って拝見しておりました。

私は家庭裁判所の職員として、子育て支援ということに関係して言いますと、離婚の子の

福祉とか非行のある少年の健全育成にかかわっているわけですが、そういう仕事をしてまいりまして、この提案の中でぜひ制度化を検討していただきたいと思っておりますのは、地域ネットワークの拡充と専門家の育成ですね。特にファミリーソーシャルワークの充実ということがうたわれていますけれども、地域ネットワークの展開には、必ず専門家の適切な関与が必要だと思われまます。ファミリーソーシャルワーカーというものを制度化し、ぜひこれを育成してほしいと思っております。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、永瀬委員、お願いいたします。

○永瀬委員 労働経済学を専門にしております、永瀬と申します。

この報告書の23ページにもグラフがございますけれども、東京都の問題というのは、大体、2割強から3割弱ぐらいの方が子どもが生まれた後も共働きを続けて、残りの方々は家庭で子どもを育てている。それぞれがとても大きな問題を抱えていて、育児休業明けで続けるほうの層というのは、仕事が男性と同じような形になっていますので、非常に長時間の労働を強いられる。その中で子どもが生まれたということに家庭が対応していかなくてはいけない。もちろん子どもが生まれたら、夫婦の関係から、日々の生活から、子どもへの目配りから、大きく生活が変わるんですけども、仕事時間のほうは長いわけで、それは24ページの図にありますけれども、父親の3人に1人が10時間以上働いているという、これは就学前の子どもを持つ家庭ですけれども、つまり家にあまり帰ってこない。そういう形ですと、夫婦で非常に長いこと家に帰ってこないという状況が、この2、3割の人たちにはできていて、そこを保育所がどうか支援しつつ、その家庭が、子どもを持ち仕事をするということにアジャストすることに、寄り添っていかなくてはいけない。

残り7、8割の人、つまり在宅で子育てをしている人たちは問題がないかというところ、これがまた、今まで働いてきた方が多数で、あまり子どもを育てるという経験をしていないところに、先ほど見たように、父親がほとんど不在の中で、母親と子どもの1対1の中でどうしたらいいのだろうか。それまでの自分の培ってきた様々な技能をどうやって生かしたらいいのかもわからないし、よく孤立と言われますけれども、そういう人たちがまた非常に困る。さらにその人たちが仕事に戻ろうとするときに、なかなかいい仕事に出会わない。そういう問題がある。

日本は今、少子化、特に東京都は一番少子化が進んでいますけれども、その中でどうやって子育てを支援していくのかといったときに、この両方を見ていかなくてはいけない。

待機児童の問題が再三指摘されているのに解消されないのはなぜかというところ、今のところ、まだ2、3割しか保育枠がない。児童の2、3割部分しか保育枠が準備されていないけれども、もう少し働きたいと思う人が増えているものですから、まず、第一には、ここの保育枠そのものの拡充がぜひとも必要だ。

それから、今度は残りの在宅の人たちについてですけれども、在宅の人たちについては、

超長時間労働の人たちとはまた違う意味での支援がぜひとも必要である。その2種類の支援をどうやって、だから、割合としては保育枠を増やすということが一つありますけれども、もう一つは、家庭にいる人たちに対して、現在、東京都が持っている保育資源、専門性というのをどうやって提供していくか。そしてまた、その中で育ち合っていくかということはどうやって作っていくかというのが、今、大きな課題になっているわけです。

その中で、財源も限られている中でどうしようかということでこの報告書が出ているわけですが、まずは、やはり保育、あるいは子どもへの財源の拡充そのものがぜひとも必要である。今2、3割しかない保育枠というのはもっとずっと増やすことがぜひ必要であるということが第一。

第二には、保育者の待遇の問題が出ましたけれども、現在、アルバイトで保育士さんを雇うと、実は時給1,000円程度だとしますと、アルバイトというのは大体そんなものですから、2,000時間、つまりフルタイムで働いても年収200万円で、フルタイムの人をアルバイト待遇ですと雇えるんですね。そういう保育を拡充していったら果たしていいものかということ考えたときに、私はいいとは思っていないんです。やっぱりある程度安定している保育士さんであることが重要である。

と同時に、じゃ、今のように高コスト体質でうまくいくのかといたら、それは改革が必要であろうということでこの報告書が出ているわけですが、アルバイトのような形、つまり競争の中に入れられたら、私が運営する側でしたら、じゃ、200万円の保育士さんをたくさん増やせばいいんじゃないかと思うかもしれませんが、そういう形の保育には進まないようなことが非常に重要であろうと。

それからもう一つ、応益負担ということがありましたが、完全な応益ですと、報告書の資料では、0歳児の保育単価は17万円ですけれども、17万円を払えということになります。こんなことはとてもできるわけがないわけで、適正な負担水準ということを考えて、東京都全体で子育てというのを支援していくということなのではないかと考えております。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、中山委員、お願いいたします。

○中山委員 私は基礎的自治体でまさに保育施策を担っている側として、この報告書、意見具申の案を読ませていただきまして、今、多くの委員から語られておりますように、一番大事なこととして、この中ですべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充が現在必要であるということを指摘していただいたところが大きいと思います。

それは今、永瀬委員からもお話ございましたように、私も地域で子育ての状況を見ますと、待機児の解消といった面とあわせて、まさに家庭で子育てをしている家庭への支援を拡充していく必要があると思っております。

そういった意味では、ここで保育に欠ける要件の見直しという、現在の児童福祉法上での

保育要件を見直していくことにより、また、直接契約制度の導入でありますとか、多様な運営主体の参入に向けた規制緩和を行うことによって、地域で保育にかかわる多様な保育資源を活用していけるような状況ができてくる。これはいいことであると思います。

そして何といたっても今大事なのは、社会全体で子育てを支援していけるような状況をつくり出していく。そのために財源の拡充でありますとか、保育の応益・応能での負担といったことについても、永瀬委員からもお話ありましたように、保育や介護を社会的なものとして十分確認しながら、応益・応能負担という合意形成が出てくるのではないかと考えております。

今、基礎的自治体では高コスト体質についていいとは思っていないわけですし、そういう中で公設民営化や、もしくは公立保育園を民間移行するというような取り組みが非常に大幅に、かつ具体的に行われています。私の区でも新たに公立の保育園を建てかえる、もしくは見直しをするときには、現在、民間移行を行っています。そうした中で多様な地域の保育主体をつくり出し、その中でいい意味での競い合いをしていただいて、地域全体の資源を活用していく。

今、行政にとって必要なのは、これまでの保育施策であるとか、それぞれの、例えばこれは家庭施策である、これは生活福祉施策であるといったような縦割りではなくて、行政をどれだけ総合化をしていけるかということが大事であると考えておまして、そういう意味では、今回の「都市型保育サービスの転換と福祉改革」というのは、そういった方向性にまさに適合していると考えております。以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 市長会を代表する立場で、今日初めて参加をさせていただきました。

この意見具申案、とてもよくできているとまず思います。大変参考になるなと思います。私どもも市としていろいろこれからの子育てをどのように支えていくかを考えている真っ最中ですので、個々の施策についても参考になるなと思います。

ただ、4点ほどもう少し突っ込んでもらいたかったなという思いがございますので、申し上げます。

まず、大きく全体のトーンですが、この意見具申案を見ますと、どうも親の立場と申すか、大人の立場と申すか、働く人の立場と申すか、それが主体になって、それをどう支えていくかということが何となく中心になっているような気がいたします。もっと子どもが育っていく、子育てという言葉がこの中に3カ所ほど出てきますけれども、もっと子どもが育つにはどのような仕掛けがいいのか、仕組みがいいのかという視点が前に出たほうがいいのかなというふうに、まず思います。これは全体的なトーンです。

2点目は、労働環境の関係でいろいろ書いていただいているわけですが、これももっと踏み込んでいただいて、働き方、休み方、職場への戻り方、そういうことについて、自治体あ

るいは企業ももっとこのようにしてくれと。子どもができたお父さん、お母さん方にはこういう形で休ませようよ、休んでも戻すようにしようとか、そういうところに踏み込んだほうがいいのかなど。労働の仕組みといたしますかね。それと、企業とか労働組合にも子育て支援を支える仕掛けを作れとか、作ってもらいたいということをもっと強く言っているのではないかなと思います。大きな企業に多くの労働者が集まっていて、みんな地域の自治体に預けて働きに出るという形だけでいいのかということも、もう少し踏み込んでいただければありがたいなと思います。

3点目は、先ほど来出ております、非常に多くのお父さん、お母さん方が、在宅で子どもさんを一生懸命育ていらっしゃる。その方々への支援がもっともってあっていいだろうということで、実は私、この文章を読みまして、「在宅でも」という言葉が……、「も」という言葉がたくさん出てくるんですね。そうじゃなくて、むしろ在宅こそ支えるという形の視点がもっと表に出ていいのかなと思います。これは、あまり言うとも3歳児神話とかいろいろなことを言われるんですけども、やはり生まれたばかりの赤ちゃんとか、私は、2歳ぐらいまではできるだけ家庭が責任を持って支える。それをまた行政なり公と一緒に支えていくというような仕掛けをまず作っていく。どうしてもという場合にお預かりするという形が一番基本だなと思ひまして、「在宅でも」という言葉が私はやや気になったなと。もっと在宅を全面に押し出していいんじゃないかなと思ひました。

最後に4点目ですが、社会全体で支えるという中で、高齢者の関係が出ています。高齢者へのいろいろな補助金とか施策のお金を削るとするのは、これは行政の現場ではなかなか大変でございますので、このシフトをしていく方法の1つとして、具体的にお年寄りの方々が、あるいはグループが、施設が、子どもさんのことを面倒見るような生きがい対策をすれば、そこにお金がいけますよというような、そういう仕掛けも考えると、高齢施策とともに子育て支援施策がつかれるのかなという感じを今、私自身も持っておりますので、そんなこともちょっとお書きいただくと、さらに財源の子ども家庭施策へのシフトがうまくいくのかなと、こんなことも感じました。

いずれにしても大変よくできている案でございますので、大いに基礎自治体としても参考にさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○網野委員長　ありがとうございました。藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員　都議会の藤井でございます。今回のこの福祉改革の意見具申については、皆さんからもありましたように、いろいろな角度から今後の改革への視点が出ているということで、大変評価といたしますか、部会での皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。

例えば幼稚園と保育所の一元化、あるいは保育所入所の直接契約制度、「保育に欠ける」要件の見直しとか、地域に開かれた保育所、こういった部分が、今後大変重要な課題だと思ひます。

実は私も、もう大分前ですけれども、十数年前、区役所に勤めておりました、保育所に入所させる仕事をしておりました。今とはちょっと年代も違うかもしれませんが、まさに保育所の入所要件が大変一律でございまして、8時間以上働いている方が最優先、6時間から8時間の非常勤・パートが次と、働いていない方はだめといったような要件の中で、我々が現場を回りますと、1軒1軒御家庭の中の事情までお聞きいたしますので、例えば旦那さんがいてもどこかへ逃げてしまって、いないと。奥さんが一生懸命働かなければいけないんだけど、子どもがいて働けないというような場合であるとか、様々な事情がある中で、やはり要件というのが優先でございまして、なかなか、本当に保育に困っている方が入れないという状況がございました。そういう中で、今回の方針の中にこういった入所要件の見直しということが入ったということは、私は素晴らしいことだと思います。

そういった意味では、直接契約制度が早期に導入されることが望ましいわけですが、その場合でも、ある程度、相手の事情に応じた入所要件が確立されることが望ましいと考えますので、また関係者の御努力を期待したいと思います。

2点目に、私の地元大田区では、公立幼稚園があるんですが、こういう時代の流れで幼稚園の廃止・縮小というのが言われております。ご存じのとおり、幼稚園ですとお昼ぐらいで終わってしまう。午後は、お仕事があるかと思いますが、基本的には、職員の方は、保育所と違って、児童が帰った後ある程度時間的余裕がある。これを何とか地域で困っている保育ニーズに対応できないかということで検討しているわけですが、そこでこの公立幼稚園を幼保一元化の方向にして、その区の土地、建物を民間の社会福祉法人に運営委託するという方向でやっております。

こういった流れというのは大事なことでありまして、私は認可保育所の存在価値は認めますけれども、区の職員のとときに感じたのは、時代のニーズに合っていないという、やはり組合が強過ぎるということで、そういった意味で、今回いろいろ意見が出ておりますけれども、民間の活力をどう生かしながら、いわゆる認可保育所、公立の施設も民間と競合させて、職員の方も時代の流れ、また人々のニーズ、そういったものにこたえていくのが行政サービスだということを、今後とも明確に位置づけていくことも必要じゃないかなと思います。

それから、何といても、そういう地域に開かれた保育所ということで、いろいろ相談機能というふうに書かれておりますけれども、組合の方たちの言い分だと、忙し過ぎてとても相談機能なんかできないと、こういうような意見もありまして、やはりこういった硬直的な体質を変えていかなきゃいけないと思います。

もう1点はファミリーサポートセンターの件でございまして。私も、三重県四日市の先駆的にやったファミリーサポートセンターに行ってきましたけれども、お子さんを育て上げた人と、それから、これから子育てして、何とか仕事や趣味やいろいろなものに打ち込みたいという方に対する、そういうニーズをお互いに合わせたこのファミリーサポートセンター、大変素晴らしいものだと思います。

資料を見ますと、37の区市町村で実施されているということですが、私はもっともっと、こういったファミリーサポートセンターの機能を拡充すべきじゃないかなと。そのための都としての支援策を、今後ともさらに講じていく必要があるのではないかと考えております。

最後に認証保育所制度ですが、13年度にスタートして、わずか3カ年で179カ所と、大変都内に拡充されてきたことに対して、私は大変敬意を表したいと思いますが、こういった都民ニーズに合った認証保育所制度のさらなる拡充を、今後とも図っていくべきではないかと考えております。以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、松原委員にお願いいたします。

○松原委員 企画起草委員会にもかかりましたので、ちょっと感想めいたことを何点か発言させていただきたいと思います。

タイトルにありますように、都市型保育サービスということで、現行の認可保育所だけではなくて、それこそファミリーサポートセンター、子ども家庭支援センター等を含めて、多様なサービスを視野に含めたということについては、議論の中でそういうものを含み込めたということで、一定の成果があったのではないかなと考えております。

ただ、いろいろな選択肢を示す、それがまさに都市型の保育ニーズにこたえることだというその視点そのものは強調できたと思うんですが、ではその選択肢を、これは認可保育所、あるいは認証保育所も含めて、ほんとうに選ぼうと思った人が選べるのかどうか。このことについては、それぞれがまだまだ課題を抱えているのではないかな。

それは、一つは量の問題があると思います。それからシステム上の問題、特に認可保育所については、要件の見直しであるとか、それから、公立保育所を中心とした硬直性みたいなことも話し合われてきました。このことについては、この意見具申の後、見直していかなければいけないのではないかなと考えております。認可保育所、認証保育所、それから様々な在宅での支援システム、それぞれを、子どもと、子どもを育てている親がまず選べるということ、そして、選んだものが安心して利用できるという状況に今後なっていく必要があるというふうに考えております。

そういった中で、いわゆる慣習的に、あるいは歴史的についてきた都の加算分について見直していくということも大切ではないかなということ、都加算を地域の条件に合わせて活用していくということが盛り込まれたことも大切ではないかなと思います。

最後に、「選択・競い合いによる利用者本位……」という副題のことなんですけれども、このこともすごく大切だと思います。ただ、これは、私は部会の前半のところで発言したかと思うんですが、一定の供給量が確保されていなければ、選択・競い合いというのは起きない。とにかくどこか入れてほっとしたという状況ではなかなか競い合いということも起きないと思いますので、これはこの意見具申案の最後の部分に書かれていますような様々な

総合的な施策を通じて、労働環境そのものも変えていくことが必要だと思いますし、全般的な子育てへの社会的な投資を増やしていったら、この選択・競い合いというのがぜひ起こる形での施策の見直し、あるいは全体の施策そのものの構造的な改革というのを今後続けていくべきだろうと考えております。

○網野委員長 ありがとうございます。では、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 私も企画起草委員としてかかわってきた者として、最後に一言述べさせていただきます。

制度に人を合わせるという考え方から、人に制度を合わせるという考え方への転換という意味で、結構この報告書というのはよくできていると思っております。つまり、今までは制度に合った子どもしか扱わないと。制度に合わないような人というのは放っておかれたという状態から、多様なニーズを持った、また多様な家族状況、職業状況にいる親を持つ子どもに、制度を合わせていこうという方向性についてきちんと打ち出しているという意味で、非常に方向性としては間違っていないと思っております。

また、じゃあ、どういうふうに合わせていくかということに関して、お上というか、上のほうが一律的にこういうのがいいと決めるのではなくて、市民とか親とか、そういう人たちがいい保育所を選んでいって育てていくという方向性も出ていると思っております。

もちろん、松原委員が心配なさるように、今の量的な状況では確かに、選ぼう、育てようと思っても育てられないというのが現状ですので、今の時点では完全に保育所を選んでということでは無理だと思いますが、方向性としては正しいと思っております。

最後に、もう時間的に機会がないと思いますので、児童福祉政策全体について一言述べさせていただきたいと思うのですが、制度に人を合わせるから、人に制度を合わせるというのが今の全体的な制度改革の流れだと思うんですけども、子ども権利擁護部会とかにかかわったりしましたし、あと、私の後輩で里親・里子の研究をしている人から聞きますと、今の時点で、18歳で放り出すという言い方は何ですが、放り出すというシステムがいいのかどうか。つまり児童福祉法というのは、原則的に18歳以下しか扱わない。それ以降は放っておくというか、管轄外だということになっておりますが、里子だった子どもに対するインタビュー調査を私の後輩がすると、おれは親から二度捨てられた。実の親に捨てられて、そして、18になってまた捨てられたと。

つまり、高度成長期なり、今から10年、20年ぐらい前までだったら、金の卵とか高卒正社員という道が幾らでも開けていたので、別に自立しろでもよかったんですけども、今は私のいうパラサイト社会ですので、18、20でも親がかりなのがいる一方で、養護施設や里子の人は18で自立しろというのは、これもまた一種の不公平が生じているのではないかと。今後こういう点に関してもご審議なり対応いただくように行政に要望させていただきます。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、米山委員にお願いします。

○米山委員 今回の報告書はとてもよくまとまって、報告書にもありますように、すべての子育て家庭のニーズにこたえるという保育サービスの向上あるいは拡充ということが、広い範囲にわたって書かれていて、ほんとうに専門部会の皆さん方に敬意を表したいと思います。

私自身、この審議会の子ども権利擁護部会のほうで少しお手伝いをさせていただいている立場から申しますと、先ほど磯谷委員からもお話がありましたけれども、虐待ということが増えている近年というところでは、そこへの虐待の防止法なんです、その予防というところで、やはり保育施設の機能だとか、あるいは今どんどん広がっています子育て支援事業ということが、多分予防につながっている。あるいは、もっと手前の保健所レベルでの母親学級、あるいは乳児の子育てというところでの支援ということも随分予防になっているかと思えます。それはどんどん進めていただきたいと思うんですが、私自身、発達障害のほうの仕事もしているものですから、その点について、先ほど浅川委員からちょっと指摘がありましたけれども、もう一度報告書を見て考えさせていただいたところで、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思うんです。

細かい話になってしまうんですけども、8ページの下から3番目の○のところに、認可保育所への期待ということで、「さらに、障害児や、現在増加している養育家庭や虐待等の問題を抱える家庭」というように書いてありますが、この文言のところで見ますと、障害児に対してどのように保育サービスがなされるべきかということが少し足りないような感じがいたします。ここで、障害児への保育の取組ということについては、専門医療機関とか療育機関との連携協力ということが必要かなと思います。

というのは、例えば近年言われています高機能自閉だとか自閉症、あるいはADHDというのを、7ページに「小一プロブレム」というところで少し載っていますけれども、そういうお子さんたちというのは、ある環境でつくられるケースもありますが、あるいは自閉症については、環境性のもではなくて発達障害であるということがあるんですけれども、そのあたりについてどのように保育士さんが取り組んだらいいかといったようなところは、少し専門性のアドバイスがあることで随分取組が楽になるということがありますので、そこで少し、医療機関との連携ということがあったほうがいいのではないかなと思います。

というのは、これは「小一プロブレム」のところにも載っていますけれども、このお子さんたち、文科省の試算ですと大体6～8%が軽度発達障害とか、ADHDとか、高機能自閉アスペルガーとか、情緒の問題というようなことで、その中には実は、虐待的な御家庭で育ったゆえにADHD的になるような、そういう環境性の情緒面の問題の方もいらっしゃるわけですが、多くの方が発達障害を抱えているがゆえに、いろいろ問題を抱えているのだなんていうことが随分わかってきていると思うんですね。

そういうところでは、文科省等の、昨年答申がでました特別支援教育という中で言うと、より統合、インクルージョンということを言われていますし、それと、その中で、就学前から保育、あるいは療育医療機関との連携というくだりがあるわけなんですけれども、それを今度は福祉的立場、保育サービスという立場からすると、その就学を目指したということに関しては7ページの小学校の關係に配慮しつつというくだりがあるわけなんですけれども、その教育機関もですし、先ほど私が申しましたように、医療機関との協力連携があることが、そういう障害を持ったお子さんたちの保育に対する保育士のサービスの質といたしますか、そのこの向上につながるかなと思いますので、そこは考えていただければと思います。

先ほど窪田委員からもあったかと思うんですが、保育士の質といたしますか、そこは今後競争が行われるというようなことで質の向上ということが期待できるかと思うんですが、もう一つは、研修をちゃんと行うというような、ごくごく基本的なことを学ぶということがとても大事なように思っています。

よく言われるカウンセリングマインドを持たれる保育士ということだと、それは年齢にはあまり関係なくて、若い方もいらっしゃるし、年をとったというと失礼ですが、ベテランの方々もそういうマインドを持った取り組みをされることで、障害児あるいは、より温かく安心して見守られたいお子さんたちにとっては、ありがたい、安心して保育の時間を過ごせるかなと思いますので、そういった質の向上というところは今後も高めていただきたいと思いました。以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

委員の皆様からご意見いろいろいただきましたが、本日、残念ながら欠席ですけれども、副委員長をされています柏女委員からコメントをいただいております。事務局から紹介していただけますか。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、柏女委員からのコメントを読み上げさせていただきます。

「最後の児童福祉審議会本委員会に出席できず、副委員長としての職責を果たせないことを残念に思っています。

本審議会においては、専門部会委員、起草委員会委員として都市型保育サービスへの転換と福祉改革と題する報告書の作成にかかわるとともに、子ども権利擁護部会長として、東京都からの子ども虐待にかかる困難事例の諮問に答えてきました。

報告書については、委員長のリーダーシップのもと、委員間のさまざまな意見の相違を超えて本日の報告書が取りまとめられたことについて心より敬意を表します。今後は、東京都に対し、本報告書の指摘に関して、保育現場の保育者や保護者との十分な意見交換をもとにさらなる議論を深めていくことを望みたいと思います。

また、子ども権利擁護部会については、6年の実践を経てかなり定着しつつあると思われ

ますが、なお、ノウハウの集積とその活用が不十分な面もあり、この点について事務局の対応も含めて、次回以降の部会に申し送りたいと思います。

十分なこともできなかったとの思いも強いのですが、最後に、名采配と心配り、リーダーシップをいただいた網野委員長や貴重な意見交換をさせていただいた各委員の発言を丁寧に拾い集めて報告書素案を作成いただいた事務局の方々に心より感謝し、お礼の言葉いたします。2004年5月、柏女霊峰」。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

大変いろいろ貴重なご意見、それから、さらに不十分な点の指摘などもいただきまして、改めてまた宿題を感じている部分もあるかと思えます。

特に馬場委員のお話の中で、全体のトーンとして、どうしても保護者、大人の側、働く人の側、そのような視点が比較的強いのではないか、子どもの視点ということはどうであろうかというご指摘をいただきまして、この点は常に、この審議会がまず踏まえておくべきことということで議論はしてきたつもりですが、確かに「中間のまとめ」の際の御意見、御指摘にもありましたし、私ども、審議の経過で、常に常にこの点を十分考慮したか、言葉にもあります子どもの最善の利益を考慮したかとなりますと、確かに指摘いただいたような部分も含まれているかもしれません。その点はまさに、例えば保育の質とか、それからどのような選択があるのか、これらがもっともっと深まって、今後の東京都の保育サービス全般、子育て支援全般のあり方でできるだけ反映させるように、私たちも努力が必要ですし、行政当局にもぜひこの点をお願いしたいと思います。

それでは、それなりに温度差はあったかとは思いますが、最終の案としてこの内容を答申させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 よろしいですか。それでは、この案を本審議会の最終のまとめとしての意見具申として提出したいと思います。

それでは、幸田福祉局長に知事の代理として提出させていただきます。

(意見具申受領)

○網野委員長 それでは、福祉局長からごあいさつをいただきたいと思います。

○幸田福祉局長 福祉局長の幸田でございます。

知事が所用のため出席ができませんので、私が代わってごあいさつをさせていただきます。

たいと存じます。

本日は、児童福祉審議会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきましてほんとうにありがとうございました。

ただいま網野委員長から、これまでの審議のまとめでございます意見具申ということで頂戴をいたしたわけでございます。大変ありがとうございました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

専門部会におかれましては、「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」というテーマで、大変幅広く熱のこもった議論を続けてこられ、昨年8月には「中間のまとめ」、そして本日、最終のまとめをいただいたわけでございます。

頂戴いたしました意見具申はもとより、ただいま各委員の皆様方から貴重なご意見もあわせて頂戴したわけでございますが、私どもこれを十二分に受け止めまして、保育施策のみならず、子育て支援の施策全般の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

今期の審議会では保育サービスについてご審議をいただきましたが、申し上げるまでもなく、これからの福祉は、行政が主導をする既存の仕組みを根本から改めまして、サービスを利用する都民の皆様が、それぞれの生活実態に応じて、自らのニーズに見合ったサービスを安心して選択できるよう、利用者本位に徹した新しいシステムに変えなければならないというふうに思っております。このような観点から、本日いただきました意見具申を、また、ただいまの貴重なご意見をあわせまして、保育サービス改革の取組を一層強めてまいりたいと存じます。

また、平成14年5月の本審議会発足以来、専門部会のみならず、里親認定部会、子ども権利擁護部会におかれましても、熱心なご審議をいただいたわけでございます。あわせて、委員の皆様方に御礼を申し上げるものでございます。

都では、里親認定部会、子ども権利擁護部会の皆様のご支援のもと、養育家庭制度の推進と、児童虐待問題への対応の強化に努めてまいりました。

養育家庭制度に関しましては、今年度、各児童相談所への養育家庭専門員の配置、民生児童委員の皆様によります養育家庭開拓支援事業など、養育家庭の開拓と支援体制の強化を図ってまいります。

また、児童虐待問題でございますが、今日の状況に鑑みまして、今年度は、児童福祉司の増員や非常勤弁護士等の配置等によります児童相談所の機能強化など、対策を強めております。皆様方のなお一層のご支援をお願い申し上げる次第でございます。

さて、今年度、子ども家庭福祉の分野におきまして、2点大きな動きがございますので、ご紹介をさせていただきますと存じます。

まず、最終のまとめでも触れられたところでございますけれども、昨年7月、次世代育成支援対策推進法が成立いたしまして、都も含めました地方自治体に、次世代育成支援の行動計画策定が義務づけられたことは御案内のとおりでございます。都におきましては、この行動計画の策定の円滑な取り組みを進めるため、本年4月に専任ポストを設置いたしましたこと

ろでございます。

もう1点は、本年8月に福祉局と健康局が統合するというところでございまして、新たな組織として福祉保健局という形でスタートいたします。子ども家庭部につきましても、母子保健、周産期医療、母子小児医療の事業を取り込みまして、少子社会対策部として、福祉・保健・医療が一体となって、少子社会における子育て支援をはじめといたします、次世代育成支援の取り組みを、これまで以上に強力に進めてまいります。

最後になりますが、網野委員長をはじめといたしまして、委員の皆様方には長時間にわたり大変お世話になったわけでございます。都の福祉行政の一層の発展のために、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、御礼とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございます。それでは最後に、今後の予定などにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○白石子ども家庭部長 子ども家庭部長の白石でございます。事務局を代表いたしまして、これまでの御礼と今後の予定につきまして申し上げたいと思います。

本日、「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」の最終の御審議をいただきました。約2年間にわたる熱心な審議、本当にありがとうございました。私もこの1年間、事務局としてこの席に座り、毎回のかんかんがくがくの議論を聞きまして、参加させていただきました。行政として非常に刺激を受け、また心強く思ったところでございます。

本日いただきましたこの意見具申につきましては、今日の午後プレス発表をさせていただきたいと思っております。また、早速印刷を行い、冊子の形にいたしまして、後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今期の委員の皆様方の任期は、明後日の5月8日までとなっております。子ども権利擁護部会につきましては、先ごろ4月26日に終了いたしました。里親認定部会はあと1回、本日午後に予定しております。里親認定部会の委員の皆様方には、大変恐縮でございますが、引き続き今日の午後の審議をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の方々にはこの2年間、本当に東京都の児童福祉行政にご協力いただきましてありがとうございました。以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

今、子ども家庭部長から御紹介がありましたように、私どもの審議会の任期からいいますと、平成14年5月9日に始まりましたので、ちょうど5月8日で終了ということになりました。今期の審議会、まだ午後1つ残されておりますが、最終日となりました。

特にただいま意見具申いたしました審議内容を含めまして、本当に熱心に長時間にわたり御審議いただきまして、また御尽力、御協力いただきまして、私からも改めてお礼申し上げ

げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次期の審議会については、事務局で検討されているかと思いますが、里親認定部会の皆様にはこの後もう一回ございますけれども、今期の審議会をこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会